

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から13年4月1日まで  
A事業所に勤務し、申立期間の標準報酬月額が26万円だったにもかかわらず、10万4,000円に減額訂正されている。  
申立期間について、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所に就職した際の覚書及び同事業所の事業主の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、標準報酬月額26万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額は、平成12年6月から13年3月まで26万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成13年6月30日）の後の同年7月17日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が引き下げられており、申立人の標準報酬月額が10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A事業所は、個人経営の事業所であり、当時の事業主は、「申立人は従業員であり、主な仕事はパソコンの入力処理であった。」と述べている上、社会保険事務所に保管する同事業所に係る滞納処分票によると、同事業所の事業主が滞納保険料の納付計画について社会保険事務所と協議していることが確認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられている同僚2人のうちの1人は、「社会保険料の滞納があることや、保険料の支払いが難しく、社会保険を脱退することについては事業主から説明があったが、従業員の標準報酬月額を下げることについての説明はなかった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり26万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年12月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から38年12月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間①について、母は既に死亡しており、詳細は不明であるが、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

申立期間②について、納付方法などの記憶は定かではないが、国民年金の被保険者資格を喪失する届出をした記憶は無く、納付したはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び同期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年6月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間①の一部（昭和37年1月から38年3月まで）は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、昭和41年3月19日に、同期間直後の39年1月から40年3月までの国民年金保険料が納付されていることが確認でき、この時点において、申立人の母親が時効にかからない期間の保険料を過年度納付したものと推認される。

2 申立期間②については、申立人は、同期間の国民年金保険料の納付方法等の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 60 年 4 月 2 日に、申立人の国民年金被保険者資格の喪失届が提出され、それと同時に、同市が申立人の国民年金保険料の口座振替を停止したと考えられる記録が確認でき、申立人が同期間の国民年金被保険者資格を喪失する申出を行ったことが推認され、同期間は、国民年金の未加入期間となり、申立人は保険料を納付できないものと考えられる。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から58年3月まで  
国民年金の加入時期、加入手続等は何も分からないが、国民年金保険料が引き落としされている信用金庫の取引明細を提出するので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した金融機関の申立人名義の取引明細によると、申立期間の一部を含む昭和57年9月2日から59年12月3日までの期間(58年11月及び59年3月の取引分を除く)の国民年金保険料が「ネンキン」として引き落としされていることが確認できる上、当該期間の毎月の引き落とし額は、当時の一人分の保険料額と一致しているところ、申立人の元妻が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、同名簿に記載されている申立人の元妻の口座振替納付に係る口座番号は、上記金融機関の申立人名義の口座番号と一致しているとともに、申立人名義の取引明細から「ネンキン」として引き落としされていることが確認できる期間について、申立人の元妻の国民年金保険料の納付記録と一致していることから、申立人名義の預金口座から引き落としされていた国民年金保険料は申立人の元妻のものであったと推認できる。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者に係る索引票にも申立人の氏名は確認できないとともに、同市では、国民年金保険料の口座振替納付が可能となったのは、昭和53年4月からである

ことが確認でき、申立期間のうち 48 年 2 月から 53 年 3 月までは申立人が保険料を口座振替により納付することができない期間であったと考えられ、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで  
昭和 45 年 10 月から 48 年 9 月まで A 社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人が同事業所から派遣されて勤務していた B 公共施設の元職員の証言から確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A 社は、昭和 46 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社は、C 事業所 D 本部、同 E 支部、同 F 支部及び同 G 支部から各公共施設に清掃員として派遣していた従業員を引き継いで雇用した事業所であると申立人が主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 45 年 10 月 1 日に C 事業所 D 本部及び各支部において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、46 年 1 月 1 日に A 社において同資格を取得している者が申立人を含め 50 人確認でき、このうち連絡が取れた 5 人の同僚は、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除の有無についての記憶は明確ではないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで  
A 事業所の代表取締役として勤務していた申立期間について、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 事業所は、平成 6 年 3 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年同月 4 日に、申立人の 4 年 4 月から 6 年 2 月までの標準報酬月額が、41 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正され、また、同事業所は適用事業所に該当しなくなった 6 年 3 月 1 日付けで再び適用事業所となり、申立人の標準報酬月額は 20 万円となっていたところ、7 年 1 月 31 日に再び適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年 2 月 10 日に、申立人の 6 年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額が、20 万円から 11 万円に減額訂正されていることがそれぞれ確認できる。

しかしながら、申立人は、「平成 6 年 3 月 1 日付けの事業所の全喪届及び新規適用届を社会保険事務所に行った記憶は無く、自分の標準報酬月額が減額訂正されていることは知らなかった。」と述べているところ、A 事業所に係る社会保険庁のオンライン記録によると、平成 6 年 3 月 1 日付けで再び適用事業所に該当した後、同年 4 月 6 日に新たに健康保険被保険者証が交付されていることが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納があったことを認めており、「社会保険事務所に outgoing、滞納保険料の一部を小切手で納付した記憶がある。」と供述するなど、申立人自身が社会保険事務所で滞納保険料の納付について相談したことが確認でき、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所にお

いて標準報酬月額が減額処理が行われたとは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額が減額処理に同意しながら、減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 389

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 10 月まで

申立期間において、A事業所で勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、申立期間当時の事業主、申立人と一緒に勤務したとする申立人の兄及び同僚の証言から推認できるが、同事業主は、「申立期間当時の資料が無く、当時の担当者も既に亡くなっており、申立てどおりの届出を行ったか、厚生年金保険料を控除したかは不明である。」と述べている。

また、申立期間当時、申立人と一緒に勤務したとする上記同僚は、A事業所における厚生年金保険被保険者記録が無く、同事業所の当時の事業主及び申立人の兄の証言から、同事業所には 10 人以上の従業員がいたものと推認できるところ、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた被保険者数は7人であることから、同事業所では従業員のすべてについてまでは厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。